

鳥取市森林整備担い手育成対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市森林整備担い手育成対策事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林整備の担い手である林業労働への新規参入を促進するために必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県森林整備担い手育成対策事業実施要領（平成14年7月24日付林第249号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて実施される雇用条件改善事業（社会保険料掛け金助成事業）とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う森林組合、第三セクター、協業化・組織化された事業体及び認定事業体とする。なお認定事業体とは、林業労働力確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条1項の計画の認定を受けた事業体をいう。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日以降に着手する事業から適用する。